

# 随意契約に付する理由書

工事名称：府立農業公園被災箇所復旧（6）工事（その2）

理由：

本工事は、約2週間前（詳細時期不明）、貝塚市馬場にある府立農業公園内で発生した、河川への土砂流出に伴う積ブロック崩落事象の復旧を目的としている。府立農業公園は、府民に対し農業に親しむ場を広く提供することを目的として整備され、令和3年度より指定管理者による管理運営がされている施設であり、都市近郊でありながら豊かな自然を体感できる滞在型施設として賑わっている。

当該崩落事象によって、隣接するグランピング施設利用者用の入浴施設が使用できなくなり、指定管理者の経営に大きな支障が出ている。また、今後の降雨等により河川への土砂流出が進行し、入浴施設自体の崩壊の恐れもあるため、早急に復旧が必要な状況である。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当するため、随意契約としたい。